

蓬田村導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本村の総面積は、80.84 km²、南北に 9 km、東西に 11 km の広がりを持っているが、面積の約 76% は山林である。県都青森市に接し、市の中心部まで約 20 km の距離に位置し、国道 280 号のバイパスにより車で約 30 分、J R 津軽線でも約 30 分で結ばれている。高速交通網の連絡としては、各施設へのアクセス道路が国道 280 号バイパスと連結しており、車での移動だと東北新幹線 J R 新青森駅へは約 25 分、東北自動車道青森 I C へは約 30 分、青森空港へは約 1 時間の距離で結ばれている。村の西方を津軽半島の脊梁中山山脈が走り、大倉岳 (677m)・袴腰岳 (628m)・赤倉岳 (563m) がそびえている。この山脈のふもとから蓬田川、阿弥陀川により形成された沖積層が広がっているため、村全体が東向き斜面となっており、海岸線に沿って南北に標高 2～40m のゆるやかな平地が約 5 km の幅で続いている。集落と耕地のほとんどがこの平地部にある。

人口は、昭和 35 年国勢調査では 5,425 人であったが、昭和 45 年 4,771 人、昭和 55 年 4,360 人、平成 2 年 4,052 人、平成 12 年 3,480 人、平成 22 年 3,271 人、平成 27 年 2,896 人、令和 2 年 2,540 人と減少し続け、60 年間で 2,885 人 (△53.2%) と大幅に減少している。

人口動向を年齢階級別に見ると、0 歳～14 歳の年少人口の減少が著しく、総人口に占める比率は昭和 35 年に 38.5% を占めていたのが、令和 2 年調査では総人口の 9.7% と大きく低下している。また、15 歳～29 歳の若年者人口では、昭和 35 年調査では 23.2% であったが、令和 2 年においては 8.2% に低下している。

逆に 65 歳以上の高齢者人口は、昭和 35 年の 4.8% から令和 2 年には 42.4% と約 8 倍以上の急激な高齢化現象を示している。

世帯数は、昭和 60 年に 1,000 世帯に達したが、以後微減状態となっている。昭和 35 年調査では一世帯当たりの人口が 5.8 人であったが、令和 2 年調査では、2.7 人と大きく減少し、核家族化とともに高齢者の単身世帯、高齢者の夫婦世帯も増加傾向にある。

本村の産業を就業人口からみると、令和 2 年国勢調査では第 1 次産業が 29.6%、第 2 次産業が 20.4%、第 3 次産業が 50.0% となっており、水稻と夏秋トマトを主産品とした農業とホタテ貝養殖の漁業が中心で、それに縫製業が

本村の主要産業となっている。

産業別人口の推移においては、昭和 35 年に就業人口の 81.7%を占めた第 1 次産業人口が、令和 2 年には 29.6%と前回調査より微増したものの大きく減少している。第 2 次産業は 4.8%から平成 12 年調査では 30.8%と増加してきたが、令和 2 年調査では 20.4%と前回調査と比較すると減少している。これは景気の落ち込みによるものと考えられる。また第 3 次産業が昭和 35 年の 13.5%から令和 2 年では 50.0%へと産業構造は大きく変化している。

地域の中小企業は、従事者の高齢化や人手不足、施設・設備等の老朽化等の課題に直面している。このままでは、経営が成り立たず、廃業に追い込まれることとなり、地域経済の縮小、地域活力の減退など、さまざまな悪循環を生み出し、地域社会の存続に甚大な影響を与えることが危惧される。

このことから、産業振興による地域経済の活性化や雇用の場の確保のために、各種産業への先端設備等の導入促進を支援し、生産性を向上させることが必要となる。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本村経済の維持・発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本村の産業は、農林水産業、製造業、建設業、小売業と多岐に渡り、多様な業種で構成されている。これらの各種産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本村の産業は、平野部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、蓬田村全域とする。

(2) 対象業種・事業

本村の産業は、農林水産業、製造業、建設業、小売業と多様な業種からなり、蓬田村の経済、雇用を支えている。そのため、これらの産業で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、業務効率化、省エネの推進、品質向上、生産設備の能力向上など多様である。したがって本計画においては労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和8年1月15日から令和10年1月14日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に対して配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。